

参加者の有無を確認する公募手続に係る公示書

令和5年12月26日

交通局営業部マーケティング推進室

1. 公募の趣旨

本業務は、令和6年度より福岡市地下鉄のタッチ決済乗車を本格実施するにあたり必要なサービスを提供するものである。

タッチ決済については、クレジットカードを利用することからセキュリティが十分であること、また、実証実験においてその利用者数が伸びてきていることから、安定的に稼働するシステムが必要であるため、他交通事業者において安定的に稼働する実績を有する者を相手方として契約手続を行う予定としているが、当該特定の者以外で、下記の公募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を求める公募を実施するものである。

公募の結果、応募者がいない場合、応募者があっても4.の公募要件を満たすと認められる者がいない場合、公募要件を満たすと認められる者がすべて辞退した場合は、特定の者との随意契約の手続に移行する。

なお、4.の公募要件を満たすと認められる者がいる場合は、提案競技等を実施する予定である。

2. 概要

(1) 件名

福岡市地下鉄タッチ決済乗車サービス利用

(2) サービス概要

- ① 実証実験で現在使用可能であるVisa等のクレジットカード国際ブランドが利用できること
- ② Visa等のクレジットカード国際ブランドが規定する、タッチ決済のTransit決済ルールに基づいて認証ができること
- ③ ①対象のクレジットカードを使って、乗車時と降車時に読み取り端末にタッチすることで、福岡市地下鉄乗車運賃を非接触型決済として収受できるシステムを提供できること

(3) 登録業種

区分なし

3. 参加資格

参加意思確認書を提出する者は、次のいずれにも該当する者でなければならない。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に、該当しない者であること。
- (2) 「福岡市競争入札参加停止等措置要領」に基づく競争入札参加停止措置、競争入札参加資格取消措置又は排除措置を受けている期間でないこと。ただし、当該公募手続の結果行うこととなった指名競争入札等の手続期間において、「福岡市競争入札参加停止等措置要領」に基づく競争入札参加停止措置、競争入札参加資格取消措置又は排除措置を受けている期間が終了していると判断されるものを除く。

4. 公募要件

- (1) 市町村民税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (2) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けたものを除く。)でない等、経営状況が著しく不健全であると認められないこと。

- (3) 過去5年の間に他の自治体または交通事業者等と種類および規模をほぼ同じくする契約を締結し、誠実に履行した実績があること。
- (4) 仕様書のとおり、当該業務が確実に履行可能であること。
- (5) 提供するサービスは、現在日本で稼働中のシステムであること

5. 手続等

(1) 公募説明書の配布期間、配布場所及び配布方法等

- ① 配布期間
令和5年12月26日 ~ 令和6年1月16日まで
- ② 配布場所
ホームページ上に掲載
- ③ 配布書類
公募説明書、仕様書、参加意思確認書

(2) 参加意思確認書の提出期間、提出場所及び提出方法

- ① 提出期間
令和5年12月26日 ~ 令和6年1月16日まで
- ② 提出場所
交通局営業部マーケティング推進室
〒810-0041 福岡市中央区大名2丁目5番31号6階
電話：092-732-4202 担当：塩田、江藤
- ③ 提出方法
応募者は、「参加意思確認書」に契約履行に必要な要件を満たすことを証する書類を作成・添付し、提出期限までに直接持参又は郵送すること。

(3) その他

- ① 参加意思確認書が提出期限までに到達しなかった場合は、参加意思確認書の提出を無効とする。
- ② 参加意思確認書を提出した者に対して、審査結果を通知する。
- ③ ②の通知で、請負契約等の履行に必要な要件を満たさないとされた者は、通知をした日の翌日から起算して7日以内に、書面により、事業所管局に対して、本案件の履行に必要な要件を満たさないとされた理由について説明を求めることができる。

6. 問い合わせ先

交通局営業部マーケティング推進室
所在地：福岡市中央区大名二丁目5番31号
電話：092-732-4202 担当：塩田、江藤

7. 本業務は、条例改正及び令和6年度予算の成立をもって実施するため、当該事情により、本業務を中止する
場合がある。

8. その他詳細は、公募説明書による。